

# 寛政の改革と芥子雛・雛道具

— 極小美の誕生 —

是澤博昭

はじめに

韓国の李御寧<sup>イ・ウヨウニョウ</sup>は、中国や韓国の生活文化と著しく違う日本の特性の一つとして、人形文化をあげ、次のように述べている。

韓国では人形に対して一種のタブーみたいなものがあり、開化以前には子供が人形で遊ぶことなど考えられないことだった。宗教的な呪術効果だけでなく、審美的な機能を帯びて本格的な人形文化を形成した国は、少なくとも東洋文化圏では日本(だけある)<sup>(1)</sup>

これを見る限りでは、欧米人だけではなく、やはり、アジア文化圏の人々にも、日本の人形文化は不思議に映るらしい。

特に、毎年各地の寺社で行われる「人形供養」は、その典型的なものだろう。まるで魂でも持っているかのように不用になった人形を捨てきれず、多くの人々が持ち寄る姿は、彼らの目には奇妙に写るとい<sup>(2)</sup>う。そして、「ミニチュアの博覧会」のような雛祭、特に、本物を限界まで縮小した

「芥子雛」と「極小の雛道具」(以下、雛道具)には、「巨大なものや等身大のものより、小さくて精巧なもの」にむける、日本人の美意識があらわれている。<sup>(3)</sup>

だが、日本の小物細工の頂点にあるといっても過言ではない芥子雛と雛道具に関する検証は、昭和初期の有坂与太郎の研究以来、ほとんど行われていない。<sup>(4)</sup>そこで本稿は、有坂説の問題点を整理した上で、新たな史料を中心にその出現過程を改めて検証したい。これは日本の人形文化の特性を考察するという意味でも、また、江戸の雛文化の成立過程を明らかにする上でも、必要だと考えられるからである。

## 一、極小美の世界—芥子雛と極小の雛道具—

### 小さく華麗な世界

印籠<sup>いんろう</sup>や根付<sup>こんづけ</sup>、櫛<sup>くし</sup>・簪<sup>かんざし</sup>・煙草入れの装飾など、日本の伝統的な小物細工には、独特の美意識があらわれている。そして、おそらく、類まれなる精巧さのなかに、小さく、華麗な世界を生み出したという意味では、「雛道具」は、質量ともに小物細工の頂点にあるだろう。

「芥子籬」や、武家の嫁入り道具などを限界まで縮めた極小の「籬道具」には、「枕草子」の昔から、「小さきもの」を愛でてきた日本人の感性が、凝縮されている。

本来、「美」という漢字は、「羊」＋「大」（肥って大きな羊）、大きなもの、豊満なものが美しい、という意味があるらしい。確かに、芥子粒のように小さい籬人形や籬道具の美は、それと対極をなすものであろう。

本物さながらの素材で、手間と暇をかけ、贅沢に、そして、精巧に作られたわずか一寸（約三センチ）あまりの世界に、江戸の女兒は目を楽しませる。それは「あたかも小人の鳥のなかで遊んでいる」<sup>(5)</sup>ような心持であろう。

### 化政文化と芥子籬・籬道具の流行

このような籬や籬道具は、江戸時代も後期に入った文化文政ごろ（一八〇四～一八三〇）に、盛んに作られたといわれる。

この時代、文化の中心は、次第に上方から江戸に移っていく。幕府の厳しい統制の中で、活気を失い、退廃的で無気力な風に満ちていたといわれる化政文化だが、その一方で、都市生活も豊かになり、庶民の文化水準が向上していたことも事実であった。このような時代に、芥子籬や極小の籬道具は、流行するのである。

式亭三馬の滑稽本『四十八癖』（文化八年（一八一二））には、膳の上に流行の芥子籬を飾る様子が登場する。<sup>(6)</sup>また、当時の随筆にも、次のような記述がある。

子供の持遊び物も、近年世帯道具一式出来合有なり。其上細工の様  
子一通りならず手の込たる事也。世にけしやといふ。世都ての細工  
物役に立ぬものまでも、手の込たるは目を驚かす事なり。<sup>(7)</sup>

なかでも、上野池之端の七沢屋の籬道具に至っては、その「値は実に世帯をもつよりも貴し」<sup>(8)</sup>とまで記されている。

### 江戸趣味の極致—女性の憧れ—

世帯道具一式よりも高い籬道具、このような贅沢品を、大奥はじめ各大名家や、富裕な商人が競って注文したという。また、象牙の頭を持つ芥子籬や銀製の籬道具など、贅沢限りない工夫が次々と生まれ、世の中を驚かせる。

当時の籬祭は、子供だけでなく、大人を含めてすべての女性を喜ばせる行事であった。そして、庶民は、父親や夫に、芥子籬の次は、籬道具をねだり、七沢屋ものは、とても高くて手が出ないので、それ以外の比較的安い道具を買い与えられることを喜んだという。<sup>(9)</sup>

こうして、江戸後期から幕末にかけて、江戸の籬祭は円熟期を迎える。その主役は、「古今籬」・「五人囃子」とともに、「芥子籬」と「籬道具」であった。とくに贅を尽くした籬道具は、江戸趣味の極致ともいえるものであり、多くの女性の憧れの的であった。

### 二、芥子籬・籬道具の成立過程の再検討

#### 芥子籬の行方—京から江戸へ—

では、なぜ、いつ頃、このような芥子籬や雛道具が、江戸の町に現れたのだろうか。

芥子籬とは、芥子粒けしごつぶのように小さい雛人形という意味である。京都付近の名勝古跡などを記した、『雍州府志ようしゅうふし』（貞享元年（一六八四））には、

衣裳人形、木偶人作二男女老少形二施二衣裳一、其小者謂二芥子人形一<sup>(10)</sup>

とある。つまり、衣裳人形の小さいものを芥子人形と呼んだようだ。もともと、京都を中心に作られていた芥子人形が、籬の世界に入って江戸で流行し独自の展開をみせるのは、「寛政の改革」の反動だといわれている。

### 贅沢禁止令と「籬市改め」

太平の世を迎えた、江戸時代中期になって、年々町の雛祭は派手になっていく。一家をあげて年中行事に興ずる時代、おそらく、その賑わいは我々の想像をこえていただろう。そこで、幕府は、民間の雛祭りに対し、たびたび贅沢ぜいたくを禁止するお触れ（奢侈禁止令）を出す。

例えば、寛政元年（一七八九）にでた、籬に関する禁令の内容は、

一 雛并ひな翫あそひ人形八寸以上可為無用候、右以下之分は鹿末之金入鈍子之類之装束は不苦候事

一 雛道具梨子地は勿論、蒔絵まきゑ二候共紋所之外無用之事<sup>(11)</sup>

であった。つまり、雛やそれとともに飾る人形は八寸（約二四センチ）以

上の大きさはいけない、また、雛道具も贅沢な蒔絵など、手の込んだものを作ってはいけない、というのである。

当時の江戸の業界の記録である『雛仲間公用帳』<sup>(12)</sup>は、寛政二年（一七九〇）の「籬市改め」で、贅沢な雛人形や道具を作った、あるいは販売したという罪で、多くの者が摘発される様子を記している。

しかし、寛政五年（一七九三）に老中松平定信が失脚すると、取り締まりもゆるやかになる。おそらく、その頃から、極小の雛道具類が流行しはじめたと考えられる。

### 有坂与太郎の論証

その理由として、有坂与太郎は、次の二点を指摘している。<sup>(13)</sup>

①寛政七年（一七九五）に、芥子籬を扱う店で有名な京都の橋屋の江戸店が、「雛仲間」の一番組に加入したという記録、<sup>(14)</sup>

②享和三年（一八〇三）に、近頃町では「芥子細工」と称して、

「子供持遊び品（玩具）」に手の込んだ細工をして高値で売り買いしている、これを禁止するという町触まちふがでている。<sup>(15)</sup>

確かに、芥子籬や雛道具の流行を伝える文献は、「寛政の改革」から十数年後の、文化以降に集中している。厳しい取締りの反動から、江戸の人々が、芥子籬や雛道具を作り出したことは、十分納得できる。

### 有坂説の問題点

だが、京都の一有力問屋の江戸店が、「雛仲間」の一番組に加入したところ、「同改革」から一三年後に、「芥子細工」、つまり、極小の雛道具に対する禁令がでていて、という事実を指摘するだけでは論拠は弱く、むしろ推測の域に止まるのではないだろうか。

管見の限りで言えば、「寛政の改革」の反動という説の検証は、有坂以外まったくなされてない。ここでは、有坂説の問題点を整理した上で、改めてこの通説を検討してみたい。

### 三、先行研究の諸問題―宝暦の取締りと芥子雛の流行―

#### 宝暦の取り締まり

慶安二年（一六四九）をはじめとして、寛文八年（一六六八）、元禄七年（一七〇四）と、雛道具に関する禁令はたびたび出されている。だが、人形に対する禁令がでるのは、実は、享保六年（一七二一）がはじめてであった。享保二〇年（一七三五）にも、同様の禁令がだされているが、この五五年後に行われる「寛政の雛市改め」（一七九〇）は、享保の禁令をより徹底させたものであった。

しかし、その間にも、禁令の雛の取締りを、奉行所が強化したことを、推測させる記録がある。それは、「雛市改め」からさかのぼること三〇年、宝暦九年（一七五九）のことであった。

同年七月、今年中に、禁制の雛や雛道具を売り払えという、お触れが出る。<sup>(16)</sup>そこで、一一月江戸の「雛仲間」は、次のような嘆願書をだしている。

…何分不時売物に御座候得ば、一向買手無御座候…何卒右所持仕罷在候しる物、来辰三月節句前限売払、京都問屋並仕入方、諸職人等の買懸り等迄、相済せ申度存候、右大勢の者共御救與被成思召御慈悲を以て願の通、来辰の三月節句前迄、右商売仕候様被為仰付被下置度候、一同に奉願候…<sup>(17)</sup>

すでに京都の間屋などに、発注して来春の仕入れをすませている。雛は飾物（その時期の間際だけに売れる商品）なので、どうか、翌年三月の節句前まで販売することを許してほしい、というのである。

#### 『宴遊日記』に現れた芥子雛

しかも、極小の雛道具類は、すでに「寛政の改革」以前にも、江戸の町に出回っていた。

大和郡山藩主柳沢信鴻の隠居後の日記である『宴遊日記』<sup>（18）</sup>には、天明四年（一七八四）二月二六日に、「一寸許の雛小人形はやしきた等」を町で購入し、側室に遣わした、また、その二日前には、「一寸許の雛箱」を購入した、などの記述がある。

笹岡洋一は、「これは蜀山人の『四方のあか』の「小人形の寸は箱のふたにあらわれ」とも合致し…この頃から芥子人形が、盛行するのであろう」と指摘している。<sup>(19)</sup>

#### 再検討の必要性

以上のことから考えると、「寛政の改革」より早い時期、すなわち、享

保・宝暦の禁令や取締りの反動から、極小の雛や雛道具が流行した、という推測も可能となる。

したがって、まず、寛政（一七八九〜一八〇〇）以前の、宝暦・明和・安永・天明ごろ（一七五一〜一七八八）に、江戸の町に流行していた雛の様子を、改めて確認する必要があるだろう。

その上で、「寛政の改革」への反動の様子を検討することによって、はじめて「同改革」の影響から、江戸趣味の極致ともいえる、極小の雛や雛道具が生みだされた、という議論が成立するのではないだろうか。

#### 四、「寛政の改革」以前—大きく・華美な雛の賑わい—

##### 雛祭の定着—女子の誕生を祝う行事—

雛祭りは、上巳の節句の祓いに用いられた「形代」と、宮廷の「ひいな遊び」とが混じりあったものと考えられている。江戸時代に入り、世の中が落ちついてくると、この雛祭りが人々の生活の中に占める、文化的役割も大きくなり、それが今日の雛祭りの原型をつくりあげる。人形も、身の穢れを祓う、紙の「形代」に似た素朴な「立雛」に始まり、やがて、さらに上等なつくりの「座雛」へと変わる。

現在のような形式の雛祭りが、書物の上に現れるのは、江戸時代の初めだが、民衆の間にも盛んになるのは、江戸時代の中頃からである。

文献として確認できる範囲で言えば、女子の誕生を祝う行事として雛祭が描かれはじめるのは、延享五年（一七四八）の『絵本十寸鏡』あたりからである。<sup>(20)</sup>

時代は、享保二〇年の禁令から約二二年後のこと、八代將軍徳川吉宗は、

その三年前に隠居している。

##### 「雛遊び」から「雛祭」へ—明和の賑わい—

当時の俳諧を分析した有坂与太郎によれば、春の季語として、上巳の節句と「雛遊び」が結びつくのは、延宝（一六七三〜一六八〇）の頃から、そして、「雛遊び」から「雛祭」という語に変化しはじめるのは、享保以前、それが定着するのは宝暦・明和ごろだといふ。<sup>(21)</sup>

また、宝暦ごろまでは、雛人形の製作者も京都に偏っていたことを、『京羽二重』（貞享二年（一六八五））、『増補江戸総鹿子名所大全』（元禄三年（一六九〇））等の比較から推測している。<sup>(22)</sup>

江戸前の古今雛があらわれるのは、安永（一七七二〜一七八一）あたりから。おそらく、この頃に、江戸独自の雛文化が完成されはじめた、と考えられる。<sup>(23)</sup>

だとすると、享保二〇年、宝暦九年の禁令は、一部の富裕な町人層が主な対象であり、まだ庶民の雛は、質素であったと推測される。雛祭が、江戸の庶民間で、華美になるのは、いわゆる「田沼時代」に入った明和（一七六四〜一七七二）あたりからではないだろうか。

##### 質素な庶民の雛—元文と延享の頃—

例えば、寛政四年（一七九二）の『寛保延享江府風俗志』をみてみよう。これは、宝暦・明和以前、つまり元文・寛保・延享（一七三六〜一七四七）のころの回想である。

享保の末に生まれ、寛政四年は六〇歳前だったという著者は、珍品高価

なものを好み、金錢を尊ぶ、当時の風潮を嘆く。そして、自らの子供時代の雛祭を、次のように回想している。

三月雛まつりも、今の如く結構成大裏だいらびなは甚少き事なり、凡七八寸の二郎左衛門雛、本装束の大裏は町には甚稀なり、多は：蛤貝はまぐりの膳具ぜんぐ杯はいにて、挽ひき腕わん持たる町人は、漸々指折て買る程の事也：：赤毛あか毳せん杯は、余程富貴分限の人のひなに用ひし事也。<sup>(24)</sup>

一般の町屋には、まだ、立派な雛は少なく、次郎左衛門雛や本装束の内裏雛などを飾る家は、まれであったという。挽ひき腕わんとは、轆轤ろくろで挽いた木製品のことである。このような雛道具さえ、まだ普及していなかったらしい。

### 華美な雛と守られない禁令

だが、これから二〇年後の、明和に入ると、禁令は無視されて、雛は大きくなり、本式をまねた雛道具が町に広まる。明和六年（一七六九）の『雑ざつ交こう苦く口こう記き』は、当時の様子を次のように記している。

近年人の奢又愚昧に成たる証拠を見よ、町々小児の手遊びの人形屋を見て知べし、：三月の雛も同じ：：享保年中御法度仰出さるれ共近年用ひず、御禁制破れて、そろ、大きく成りたり、雛などは女子の持遊びゆへ、いかにも、ちいさく（小さく）じんぜう（尋常）に、かわゆらしくすべき事なるに、只大き成を勝にして、其上雛人形の諸道具悉く本手にして過分の金銀出る事をいとわず。<sup>(25)</sup>

寛政の改革と芥子雛・雛道具

さらに、竹翁軒は続けて言う。

むかしより雛の膳は白木に丹緑青を以絵をかき、椀は蛤貝也：：然るに近年本膳二ノ膳、蝶足かけばん高蒔絵の三方：：本手に拵へ：：其外詞にも筆にも及ぬ事とも皆是奢りより始まる：：。<sup>(26)</sup>

むかしから、雛の膳は白木、椀は蛤はまぐりなど素朴だったが、最近の本膳・二の膳・蝶足など本式をまねた雛道具が町に広まっている、と竹翁軒は嘆く。もともと、雛の膳は「飯も汁もいまのように美麗なものをつかわず、蛤はまぐり貝に盛った」ものらしい。<sup>(27)</sup> 明和七年（一七七〇）『誹風柳多留』五編の「蛤はまぐりであげるが娘気に入らず」という句は、これを指している。この頃から、上製の雛道具は、町に流行するのだろうか。

ただし、竹翁軒は、元禄一三年（一七〇〇）ごろの生まれで、明和六年は古希（七〇歳）を迎えた老人。古老が世の中の贅沢さを苦々しくおもい記した書である。先の『寛保延享江府風俗志』も、あくまで、自分の幼い頃の回想である。これらのことは、少し割り引いて考えなければならぬかもしれない。

### 安永・天明ごろの雛市——『宴遊日記』にみる町雛——

そこで、「寛政の改革」の直前、つまり安永・天明ごろの町の様子をみてみよう。

前出の『宴遊日記』の著者柳沢信鴻は、有名な柳沢吉保の孫であり、安永二年（一七七三）に五〇歳で隠居する。彼は、芝居見物、寺社詣、盛り

場見物など悠々自適な老後を送り、その日常を詳細に記録している。

三月の雛の時期には、毎年のように、家臣ともども自ら雛市へでかけ、町で新しい雛を買い求め、女性たちに与えている。

その日記には、次のような記述がある。

天明三年（一七八三）三月四日 …… 渡辺早朝古今雛尺七寸許求来…

天明四年（一七八四）二月二七日 …… 穴沢を舟月方へ雛買に遣ハす…

一尺雛買来る…<sup>(29)</sup>

これを見ると、町に一尺（約三〇センチ）はおろか、尺七寸（約五一センチ）もの大型の禁制の雛が、どうどうと売られていたことがわかる。

『雑交苦口記』の記述は、あながち大げさとはいえない。

### 田沼時代の遺物

以上のことを、総合的に考えると、享保以降、延享、すなわち一八世紀の中ごろあたりから、雛祭は、女子の誕生を祝う行事として、次第に民間に定着する。しかし、庶民の雛飾りは、まだまだ質素であつたらしい。

それが派手になりはじめるのは、宝暦・明和あたりから。田沼意次が幕政の中心にすわる宝暦の終わりから、明和・安永・天明の頃には、禁制は無視され、八寸以上の大きく、派手な内裏雛や、本式をそのまま小さくして詵あつちえたような雛道具が、町にあふれる。

華美な雛の流行は、ある意味で、大商人の力を利用して、積極的な経済政策を進めた田沼時代の遺物なのかもしれない。やがて、田沼時代は終焉

〔表〕

享保 (1716~1736)	雛人形に対する初めての禁令（八寸以上の禁止）〔享保6年〕 雛に関する禁令（八寸以上の雛と贅沢な雛道具）〔享保20年〕
元文 (1736~1741) 寛保 (1741~1744) 延享 (1744~1748)	庶民の雛飾りは質素であった。〔『寛保延享江府風俗志』他〕
寛延 (1748~1751)	女子の誕生を祝う行事として雛祭が描かれる〔『絵本十寸鏡』〕
宝暦 (1751~1764)	「雛祭」という語が定着し始める〔有坂〕 田沼時代のはじまり（宝暦8年ごろ） 雛に関する禁令〔宝暦9年〕
明和 (1764~1772)	禁令が無視され、雛祭が華美なる〔『雑交苦口記』〕
安永 (1772~1781)	田沼意次老中となる〔安永元年〕
天明 (1781~1789)	雛市で尺七寸の古今雛を購入〔『宴遊日記』〕 松平定信老中となる〔天明7年〕
寛政 (1789~1801)	雛に関する禁令〔寛政元年〕 雛市改め（多くの雛商が摘発される）〔寛政2年〕 松平定信老中を免職〔寛政5年〕 芥子雛の有力店「橘屋」「雛仲間」一番組に加入〔寛政7年〕
享和 (1801~1804)	芥子細工に関する禁令〔享和3年〕
文化 (1804~1818) 文政 (1818~1830)	芥子細工、町に流行〔『飛鳥川』文化7年〕

し、天明七年（一七八七）に、松平定信が老中につく。その三年後に、「寛政の改革」の一環として「雑市改め」が、断行されるのである。

## 五、「寛政の雑市改め」

### 松平定信と「寛政の改革」

定信は、まず田沼政治の一掃にとりかかり、これまでの政策を断ち切ることにつとめた。そして、無宿人などを收容して職業訓練をおこなう人足寄場にんそくよせばを設け、災害時の救助にあてることを目的とした七分積金しちぶつみきんなど、社会政策を押しすすめた。

しかし、その一方で、言論や風俗を厳しく統制し、武士や町人の生活をひきしめるために、儉約令をだして、質素な生活を命じた。

当時、次のような落咄があった。

江戸がとんだ厳しいから、火事の居所がなく大にこまり、是でハ口過ぎがならぬから、上方へでも行て見よふと、箱根の峠へ上り後を見れば、江戸の方がとんだ明るいから、ハテナおいらが来た跡じゃア江戸に火事ハないはずじゃが、どふしたもんだといへば、ひとり(30)の火事が、アaryana火事じゃアねへ、越中様（定信）が爪へ火をとぼしたのだ。

そして、寛政二年風俗の取締りの一環として、遊里の遊びと滑稽こっけいさをえがいた洒落本の出版が禁止され、「雑市改め」が行われる。そして、その翌年に、すぐれた洒落本作者であった山東京伝が、版元とともに処罰され

たことはあまりにも有名である。

「白河の清きに魚のすみかねて もとの濁りの田沼こひしき」。白河は白河藩主である定信のこと。この狂歌に代表されるように、江戸の人々は、「寛政の改革」に息苦しさとともに、不平を感じていたらしい。

### 寛政元年の禁令と『よしの冊子』

『よしの冊子』は、松平定信の側近の水野為長が、幕政や世情のうわさなどを見聞したことを書きとめ、それを定信に提出した文書である。うさか本当かわからない世間の噂のよせ集めだが、これを「雑市改め」の取締りの様子を詳細に記録した、『雑仲間公用帳』と合わせてみると、意外な事実が見えてくる。

寛政元年（一七八九）にだされた、禁令の内容は、籬や籬道具ばかりではなく、櫛くし・筓こし・簪かんざし・煙管きせるなど、多岐に渡っていた。だが、これは、在庫や発注を済ませた品を処分するための、一年間の猶予が付ていた。(31)

その理由は、かつて商人が在庫を処分する暇をも与えず、厳しく禁止したために、かえって禁令破りが横行し、徹底しなかつたという反省からきたものであった。

これは一見、「ゆるやかなよう」で、今後、絶対禁制の籬は認めないという意味が込められていたという。(32)

### 籬商の思惑 来年からは古道具

来年から、八寸以上の大きな籬や豪華な籬道具などの取締りが厳しくなる、と知った町の人々は、今年は高級な籬の大安売りだと思ひ込み、籬市



に殺到した。しかし、「却つて例年よりハ高直」なので、当てが外れたという。<sup>(33)</sup>

籬は際物商売なので、来年残しても仕方がない。時期を逃せば処分もできないはずである。だが、商人には商人なりの思惑あった。

彼らは、来年から禁制となる籬を安値でたたきうるよりも、むしろ強気で、高値を維持し、希少価値をつける方を選んだのである。

では、売れ残った籬は、どうするのか。これは、もちろん「籬仲間」に加入している一番組、二番組、三番組では扱えない。そこで、露店を出して古籬などを扱う「前店出小屋」組<sup>(34)</sup>に買い取らせ、中古品として売さばく、という抜け道を考えていたのである。

古道具にしてしまえば、取締りの緩やかな時代に流通していたものと、区別がつかないので、摘発もされないだろうと踏んだらしい。水野為永は、半ばあきれ気味に、まったく商人というものは油断のならない奴らだ、<sup>(35)</sup>と記している。

### 幕府側の摘発―徹底した取り締まり―

したがって、この情報をあらかじめ察知していた、幕府側の対応は、徹底していた。

翌年の「籬市改め」では、籬市で賑わう十軒店の本石町をはじめ、尾張町などから、みせしめのように一番組、二番組、三番組の店が、それぞれ四軒が摘発され、続いて職人からは二代原舟月、そして、「前店出小屋組」の和泉屋庄五郎も、尺五寸の人形を販売したなどの咎で摘発される。

先の情報は、奉行にも届いていたのであろう。露天商の庄五郎は、他の「籬仲間」の前で、小商いであるにもかかわらず槍玉に挙げられる。そして、執拗に、前店出小屋組が「籬仲間」に加入していないことを、咎め<sup>(36)</sup>られている。

これはおそらく、「籬仲間」にたいする、けん制の意味もあつたと思われる。

### 摘発の様子①―尾張町の段―

しかも、摘発の様子は、手を変え、品を変えたものであつた。

例えば、寛政二年二月二七日の昼時、尾張町に同心の原・田中と三繩の三人が、あらわれる。彼らは、一通りみまわり、帰ったと見せかけて、また戻ってくる。

これにすっかりだまされた三番組の東屋平八は、別の場所に隠していた禁制の籬を、店に持ち帰ったところを、捕まえられる。後に、東屋は、商品没収のうえ、一〇両二分の罰金を科せられている。

また、<sup>(37)</sup>大店の平松屋藤兵衛のところでは、二階の取調べ中に、三繩が、物干しから屋根越しに鍵のかかっている物置を発見する。彼らは、即座に踏み込み、平松屋の禁制の品は封印される。

さらに、同日、三回目の見回りをする。風呂敷に隠していた籬を摘発されたのは二番組の能登屋庄八、平松屋の出店・藤三郎方では、物置は危ないとおもったのだろう、大胆にも、土蔵の前にそれとなく板をかぶせ、隠していた。だが、それもついに、ここで御用となる。<sup>(37)</sup>

### 摘発の様子②—おとり捜査の段—

また、雛屋ではないが、丸角屋という袋物屋では、このようなおとり捜査がなされている。

与力が一般客を装い、店を訪ねる。鼻紙袋をあつらえて欲しいなどと持ちかけ、次第に高級なものを所望する。店のものが、奥から禁制の品を出してくると、供の中間ちゆうけんに目で合図をする。

申し合わせのとおり、中間は店を出て、待機していた役人に連絡する。早速、一〇人ほどの同心を引き連れて、店に踏み込み、その場で、禁制の道具を残らず、没取するといった具合であった。<sup>(38)</sup>

### お白洲の攻防—言い訳の段—

取り締まる役人、隠す商人のイタチゴッコばかりか、お白洲（法廷）でも、その攻防は続く。

例えば、雛市改めでは、雛の寸法を測るために、一尺の竹を持ち出し、役人がいちいち高さを改めたという。

八寸以上の雛を扱ったという咎で摘発された大植屋は、通常、雛は「頭」と「胴体」の部分の別々に仕入れて、それを問屋がまとめるのだから、われわれは胴体から測って、八寸以下だとばかり考えていた、と奇妙な言い逃れをしている。<sup>(39)</sup>

もちろん、奉行所のお白洲で、そのような論理が通用するはずもなく、大植屋は罰金を科せられている。

### 当世風の流行—「派手なもの」から「地味で渋いもの」へ—

そこで、商人側は、もう一ひねり、知恵を絞る。

派手なものがだめなら、目立たぬように、じっくりと手をかけ、渋く、地味な高級品をつくりだそう。そして、高値で売りさばこうとするのである。

…来年よりハ金入ハ不用ニ候へ共、其代りニびろうど、どんす、こはく、さやちりめんニていか程も当世風ニこつくりとじミニ衣装を仕立候よし、雛の直段来春よりハめつきりと格別高直ニ可ニ相成一との事のよし。当世風ハあまりけやけきよりハじミにこつくりと落ちついで金の入候やうに見せるが当世風のよし、雛も金入りを用るハ却て昔風ニてこつくり仕立が当世風じやとさたのよし。<sup>(40)</sup>

「こつくり仕立」とは、着物の色や柄に落ち着きがあり、品のよい仕立<sup>(41)</sup>てのこと。「どうだこれなら文句はないだろう」、今にも商人の声が聞こえてきそうである。

### 極小美の誕生

そして、まだまだ、役人と商人の知恵比べは続く。次は大きなものがだめなら、小さなものに手をかけ、贅沢品ぜいたくを作り上げてしまう。

寛政二年には、八寸以上の雛が取締りを受ける一方で、町には小さく、精巧な芥子雛や雛道具が流行しはじめる。

…呉服物抔高金の品もうれ不レ申候へ共、又々目立候ハぬ様ニいたし、価ハ高直成ものも可レ有レ之由。雛も大キナルハ無レ之候へ共、至て小サくいたし手を細かに入、人形等多く出来候よし。どうも町人といふものハならぬやつだ。とさた仕候よし。<sup>(42)</sup>

男は大体地味になったが、女性は以前とあまり変わらない。武家・町人の区別なく女性は、着物など目立たぬように手をかけ、金をかけている。雛も大きなものこそなくなったが、小さく、細工に手をかけたものが売られている。

まさに、江戸の町には、芥子雛や極小の雛道具が流行する地盤が、寛政の「雛市改め」をきっかけに、固まり始めていたのである。

おわりに

このようにして、「寛政の改革」の反動から、これらの雛や雛道具は、合法的な贅沢品として、江戸の町民や雛商たちに注目される。

暇のある旗本・金のある商人、また彼らをパトロンとして多くの文人・好事家が輩出した、宝暦―天明期は、江戸時代でも、もっとも幅の広い豊かな社会であった。<sup>(43)</sup>それは、そのまま雛の世界にもあてはまるのである。すなわち、明和ごろから、雛祭は、江戸の庶民の間でも、華やかになる。

そして、「寛政の改革」の直前には、それまでの京風を脱した江戸前の「古今雛」があらわれ、江戸の雛製作の技術は、ほぼ完成されていた。<sup>(44)</sup>

このような技術の集積と「江戸っ子」の嗜好が重なり合い、「寛政の改革」の幕府の厳しい統制を逃れるためにうみだされた、意外な産物が芥子

雛や極小の雛道具であった。

芥子雛や極小の雛道具が、江戸の町にあらわれた理由は、物差しをもつて一々雛の寸法を改めたので、それを逆手に取った江戸っ子の心意気であり、またそこには贅をつくしても小さいものなら目立たない、という側の知恵も働いたと考えられるであろう。八寸以上の高さの人形を、厳しく制限された江戸の人々の遊び心と、小さく精巧なものに対する日本人の志向が融合し、小さく華麗な世界が生み出されるのである。

それは、やがて化政文化の寵児となり、方寸(三センチ四方)のなかに、贅沢限らない、さまざまな工夫をこらした雛道具が、続々と生み出され、幕末の江戸文化をいろどるのである。

#### 注

(1) 李御寧『縮み』志向の日本人(学生社、昭和五七年)六〇―六一頁。

(2) 例えば、平成元年から、明治神宮では、毎年十月の第二日曜日に、「人形感謝祭」(いわゆる「人形供養」)が行われている。実行委員会による、平成九年度の集計では、受付時間、午前九時から午後三時までの約六時間の間に、参加は約五千人、人形の総数は三万體であった。「感謝祭」が周知されるにしたがい、この数値は増加傾向にあるという。納め料三千円が必要だが、参加者は、東京二三区内を中心に神奈川、千葉、埼玉とはほぼ首都圏全域に渡っている。(人形に感謝する会編『明治神宮人形感謝祭十年の歩み』)

筆者は、歴史的価値のある人形を保存するための選別委員として、毎年参加しているが、その際、諸外国(主として欧米)の人々に質問されるのが、この行事そのものの意味である。人形の魂を抜き供養するという行為そのものが、理解できないらしい。一方、納める側は、「動物に墓があるのに、人形にないのはかわいそう」等の意見がある。この問題については、後日改めて論じたい。なお、日本の人形文化の特殊性については、とりあえず拙稿「近代人形史考―『節句人形』から『芸術人形』へ」(『五月人形展』図録、

龍野市立歴史文化資料館、平成六年)、「近代日本の人形観・玩具観―ヒトクタ・玩具・芸術のはざま―」(『論文集日本の人形・玩具』日本人形玩具学会、平成八年)を参照にされたい。

(3) 前掲『縮み』志向の日本人」六二頁。

(4) 現時点でも、雛に関する研究は、有坂与太郎『雛祭新考』(建設社、昭和一八年)を凌駕するものは現れていない。

(5) 「長持筆筒臺子類一寸屏風一尺樓看来兒女皆欲レ目恰似二小人鳥裡遊」(『江戸名物狂詩選』天保七年〔吉徳資料室所蔵〕)。

(6) 「△:てふあしのぜんのうへへけし物細工の雛をかざりおく○ラヤ、かわいらしいのう。目の中へ這入りさうだ。:」(『式亭三馬「四十八癖」初編「人の非をかぞうる人の癖」、文化八年〔浮世床・四十八癖〕新潮社、昭和五七年、二二三頁)。

(7) 『飛鳥川』文化七年〔日本随筆大成〕第二期卷五、四二二―四二三頁)

(8) 四壁庵茂蔭『わすれのこり』下、安政元年(『続』燕石十種』第二卷、中央公論社、昭和五五年、一三九頁)。

(9) 「△:おいらアの、もつとりつばなになでだりてへけれど、女の子はなしか、:○さうさ、そして外にも道具がほしいはな。舟月の五人ばやしと道具がそろはう物なら、なんにもねがいひはねへ」(前掲『浮世床・四十八癖』二二三―二二四頁)。

また、七沢屋は、「つねに十数人の店員を諸侯に出入りさせ、まず人形を預け、数日後、別の人形を持参して、次々と納入していく方法をとつたらしく、さながら各大名家の御用達の観があり、価格も高価なので」一般の人には、七沢屋以外の、比較的安い品が喜ばれたという。(有坂与太郎『日本雛祭考』、建設社、昭和六年、四八頁)。

(10) 『雍州府志』(貞享元年)〔喜多村信節『嬉遊笑覧』文政一三年〔名著刊行会、昭和四九年、一三七―一三八頁)〕。

(11) 近世史料研究会編『江戸町触集成』第八卷(瑞書房、平成九年)三九〇頁。

(12) 『雛仲間公用帳』は、国立国会図書館所蔵。なお、前掲『日本雛祭考』に全文が、活字化され、採録されているが、底本が写本だったためか、問題が多い。詳しくは、笹岡洋一『雛仲間公用帳』の問題』(『日本人形玩具学会誌』第二二号)を参照のこと。

(13) 前掲、『雛祭新考』、一七四―一七五頁。

(14) 『雛仲間公用帳』(『日本雛祭考』一五七頁)。  
本稿は、原本を確認したが、参考までに『日本雛祭考』の採録部分に、該当する頁数をあげておく。したがって、引用の細部は必ずしも一致しない。

(15) 「:近比芥子細工と唱、子供もて遊び之品ニ金もの時絵等手を込候細工ものを仕込、直段高直ニ売買いたし候趣相聞候間、取上相糺候処、前々之申渡を不相用、無益之手遊び之品々格別手を込結構ニ仕立候類有之、右体之品仕入置商売致候段不届ニ付夫々各申付、右品々ハ焼捨申付候:度々町触も有之義ニ候間、心得違無之様:」(前掲、『江戸町触集成』第一卷、九六頁)。

(16) 前掲、『江戸町触集成』。

(17) 『雛仲間公用帳』(前掲書、八九―九〇頁)。

(18) 柳沢信鴻『宴遊日記』安永二年〜天明五年(柳沢文庫所蔵)。なお、安永二年〜天明四年は、芸能史研究会編『日本庶民文化資料集成』第一三卷(三二書房)に、活字化され、採録されている。

(19) 笹岡洋一「安永・天明の雛」(『日本人形玩具学会誌』第五、六号、五頁)。

(20) 山田徳兵衛『新編日本人形史』(講談社、昭和五九年、一二二―一二三頁)。

(21) 前掲『雛祭新考』、八九、一〇三頁。

(22) 同右、九六頁。

(23) 拙稿「江戸雛成立過程の研究―古今雛・原舟月に関する通説の再検討―」(『日本人形玩具学会誌』第一号)。

(24) 『寛保延享江府風俗志』寛政四年(『近世風俗見聞集』第三卷、国書刊行会、大正二年、六頁)。

(25) 中田主悦竹翁軒『雑交苦口記』卷之二(五)、明和六年(『未完随筆百種』第一六、米山堂、昭和三年、三〇五―三〇六頁)。

(26) 同右、三〇六頁。

(27) 前掲、『嬉遊笑覧』、一三二頁。

(28) 『誹風柳多留』五編(『誹風柳多留』(一)岩波書店、平成七年、二〇六頁)。

(29) 『宴遊日記』。

(30) 『よしの冊子』八、寛政二年二月二日より(『随筆百花苑』第八卷、中央公論社、昭和五五年、三一九頁)。

(31) 「:右之条々急度可相守候、尤只今迄仕入候分は当年限り売買致、来戊年

よりは書面之通売買可為停止候……」(前掲『江戸町触集成』第八卷、三九〇頁)。

(32) (30) に同じ。

(33) 『よしの冊子』八、寛政二年三月三日より(前掲書、三三四頁)。

(34) 「前々より出小屋組と申四十一軒組合相定候趣申候間、古籙、新しき籙、並籙道具類売買致候……」(『籙仲間公用帳』、前掲書、二二八頁)。

(35) (33) に同じ。

(36) 『籙仲間公用帳』(前掲書、一一六～一二〇頁)。

(37) 同右。

(38) 『よしの冊子』十四、寛政二年八月二八日より(『随筆百花苑』第九卷、中央公論社、昭和五六年、一九八頁)。なお、『江戸買物独案内』(文政七年)には、「本町二丁目丸屋次郎兵衛」が、「小間物諸色問屋(卸)」と「袋物(鼻紙入・煙草入等)問屋」に掲載されている。

(39) 『籙仲間公用帳』(前掲書、一二二頁)。

(40) (33) に同じ。

(41) 【こっくり仕立て】着物の色や柄に落ち着きがあり品のよい仕立て(『江戸語辞典』)。

(42) 『よしの冊子』十二、寛政二年二月二八日より(前掲書、第九卷、一〇四頁)。

(43) 大石慎三郎『田沼意次の時代』(岩波書店、平成十三年)一九一～四頁。

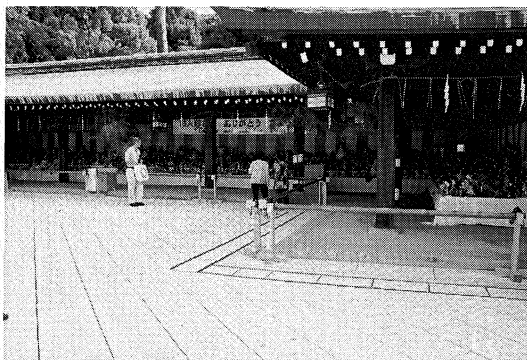
(44) 前掲「江戸籙成立過程の研究」。

〔引用文は一部旧漢字を新字に改め、適宜句読点を加え、カッコ等で補った。〕

\* 『よしの冊子』『宴遊日記』等の資料の教示、及び『籙仲間公用帳』輪読会の指導など、籙人形研究家笹岡洋一氏に、改めて感謝します。なお、写真を提供していただいた、高見俊樹(諏訪市博物館)にも御礼を申し上げます。



①明治神宮人形感謝祭（平成13年）  
・受付の風景



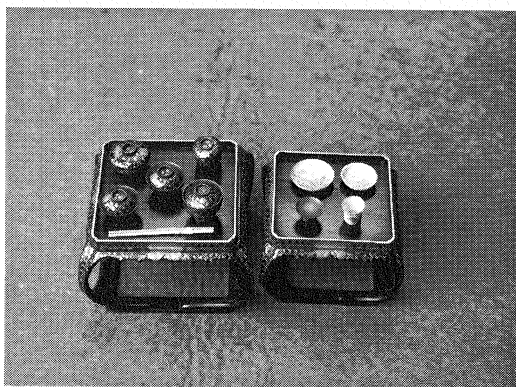
②同上  
・約5千人、3万体の人形が集まる。



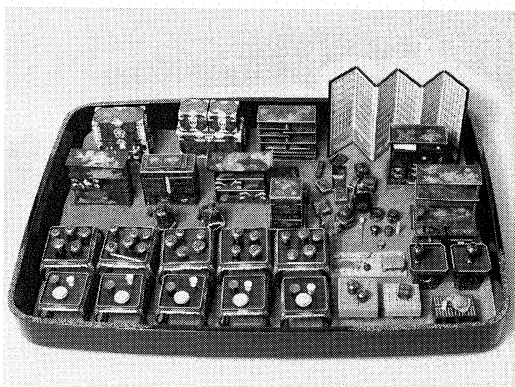
③同上  
・歴史的に価値のある人形は保存される。



④「思い出人形展」  
・保存された人形を中心に、毎年開催される。



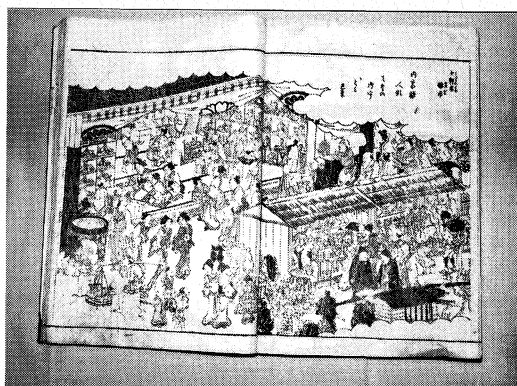
⑥極小の雛道具  
・膳は黒塗りに金蒔絵・大の字形の牡丹唐草の模様。  
徳川家斉の娘遺愛品との伝承がある。



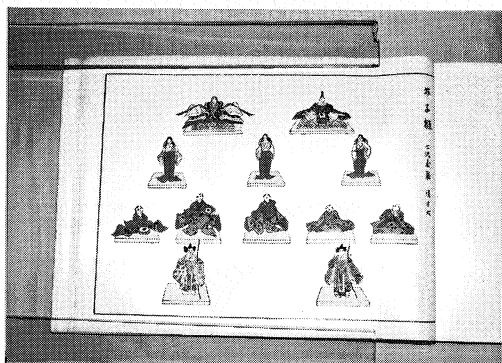
⑤極小の雛道具  
・漆塗りで仕上げられ、蒔絵が施されている。蝶番ちようつつがいは、象牙など豪華な素材が使われている。



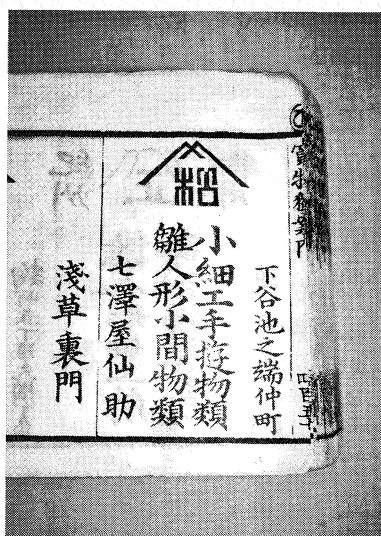
⑧『江戸名物狂詩選』〔吉徳資料室所蔵〕天保7年  
・七澤屋手遊の紹介



⑦『江戸名所図会』〔吉徳資料室所蔵〕天保3年  
・右下に前店出小屋組がならぶ。

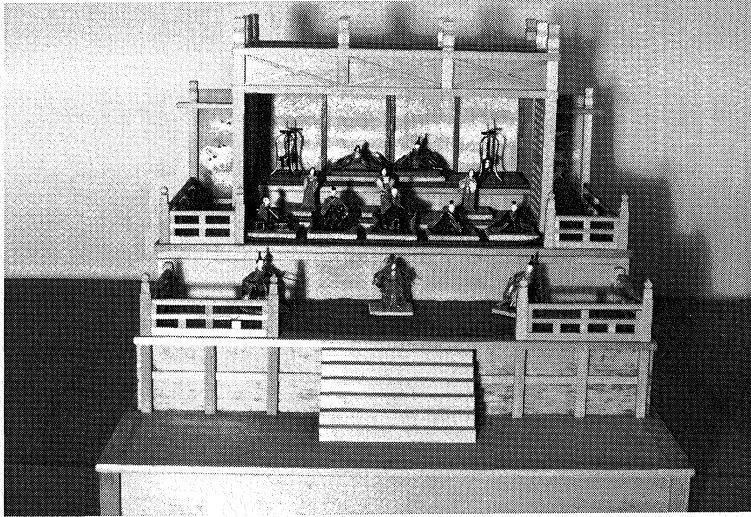


⑩西澤笛畝『雛百種』(芸艸堂、大正四年)より  
・芥子雛七澤屋製

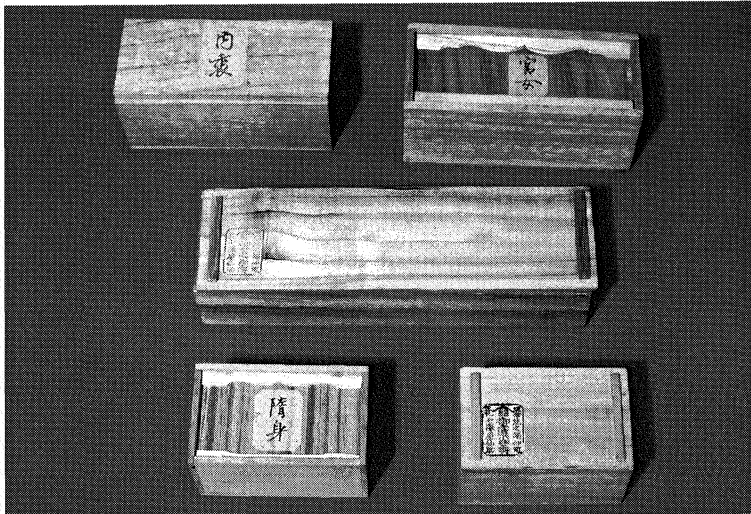


⑨『江戸買物独案内』〔吉徳資料室所蔵〕文政7年  
・七澤屋の広告



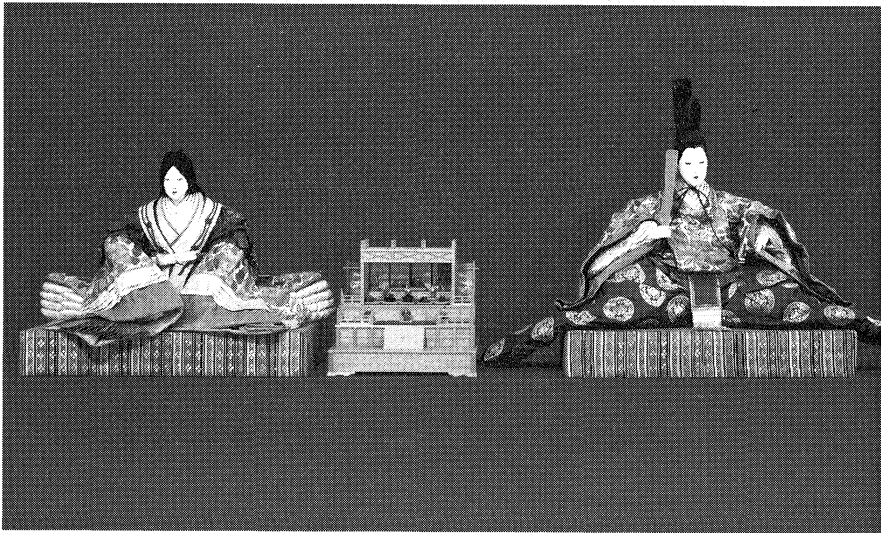


⑪七沢屋の芥子籬  
・別名、「お部屋籬」ともいわれた。大名諸侯の奥向き、御殿女中等が、この籬を求め、部屋に飾ったことに由来する。

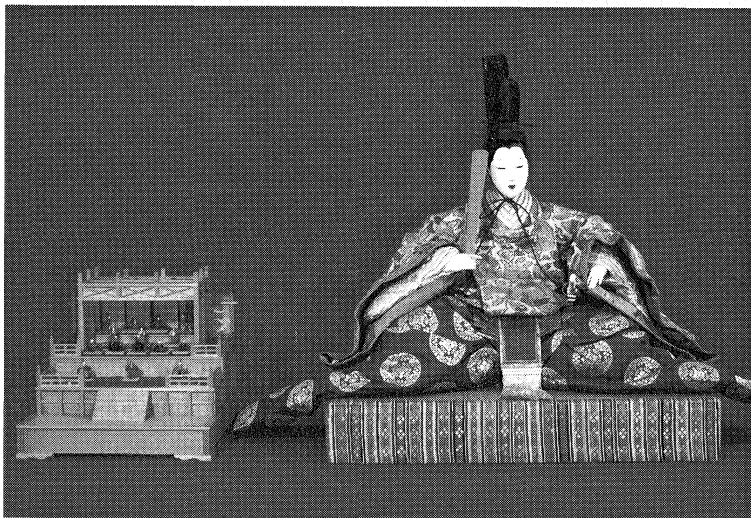


⑫七沢屋の商標  
・同店の商標が残っているのは珍しい。明治維新で得意先を失い、七沢屋も閉店したと伝えられる。





⑬七沢屋の籬と尺7寸（約51cm）の古今籬（諏訪市博物館所蔵）  
・松平定信の娘烈姫の輿入れ道具。国内最高級の古今籬である。



⑭男籬（約51cm）と芥子籬（約3cm）  
・烈姫が嫁入りした文化12年、極小の籬は全盛を迎えていた。定信の娘が尺7寸の古今籬をあつらえたのは歴史の皮肉だろうか。